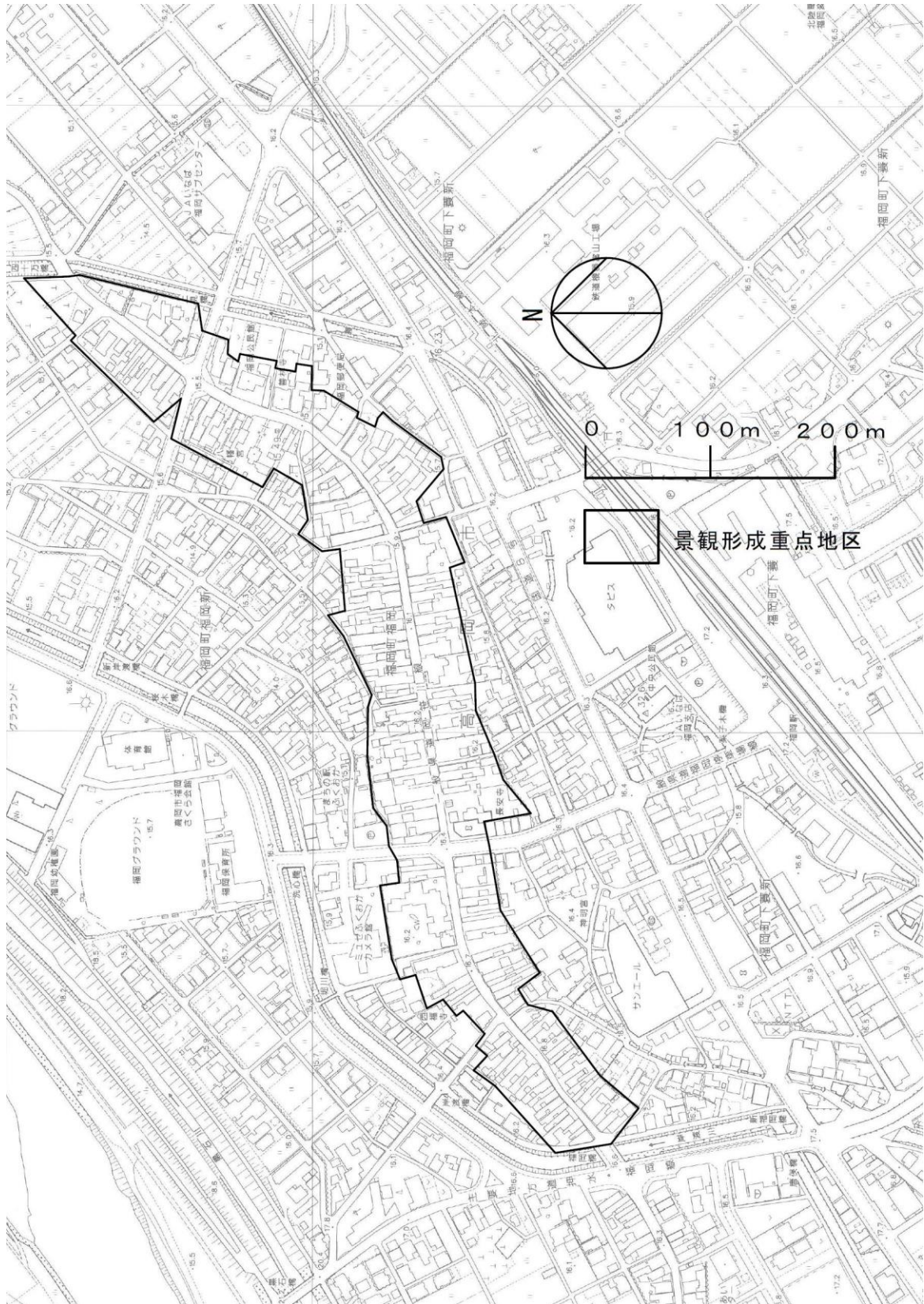


(2) 旧北陸街道福岡景観形成重点地区

1) 位置及び区域

高岡市福岡町福岡、福岡町下裳、福岡町福岡新の各一部。約7.3ha



2) 地区の景観特性

本地区は、福岡中心市街地の中央に位置し、旧北陸街道に面する閑静な住宅地を形成している。

その製作技術が重要無形民俗文化財に指定されている菅笠は、江戸中期、加賀藩が特産として奨励し、明治には旧街道沿いに菅笠問屋が60戸建ち並んでいた。当時使われていた屋号で呼び合う風習が今なお残り、300余年の伝統を持つ奇祭『つくりもんまつり』の舞台にもなっていることから、この町並みには、歴史的な風情が色濃く残されており、日本遺産に認定された高岡市の構成文化財の1つになっている。

当時の面影を残す建物の特徴は、切妻平入り2階建て日本瓦葺きで、梁、垂木、袖壁等が見えるデザインであり、壁面は道路から約1m後退し、1階部分に下屋等がある。また、窓・玄関には格子が施された建物が旧北陸街道の趣を醸し出している。

一方では、人口・世帯数の減少、高齢化の進展などにより、空家・空地の増加が進み、連続性に乏しい町並みになりつつある。

旧街道は昭和47年に都市計画決定(16mに拡幅)され、その後、平成21年8月14日に住民の意向に基づき現道幅員に変更された。

こうした変化に対応しつつ、現道を活かし車と歩行者が共存する、旧北陸街道の歴史的な趣のある町並み景観を守り育てていくことが重要である。

3) 良好な景観形成のための方針

《目標》

北陸街道の歴史的な趣が感じられ、歩いて楽しく、暮らしやすい町並みの景観形成を図る。

《景観誘導の基本的な考え方》

- 趣あるたたずまいの町並みの形成を目指す。
- 暮らしやすさを重視し、通りに住み続けることを目指す。
- 町並みが時代や住まい手のライフスタイルに合わせて変動することもある。

4) 届出対象行為

(景観法 第16条 第1項 第1号・第2号関係)

- 1 建築物又は工作物の新築、移転を行うもの。
- 2 建築物又は工作物の増築、改築で外観を変更する部分の面積が1㎡を超えるもの。
- 3 建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、外観を変更する部分の面積が外観に係る面積の2分の1を超えるもの。

(景観法 第16条 第1項 第4号関係)

- 4 土地の区画形質の変更、水面の埋立て又は干拓で、その面積が3,000平方メートルを超えるもので、行為に伴い高さが5メートルを超え、かつ長さ10mを超える法面が生じるもの
- 5 屋外における物品の集積又は貯蔵で、行為の用に供される面積が3,000平方メートルを超え、かつ集積又は貯蔵の高さが3メートルを超えるもの。
- 6 鉱物の堀採又は土石の類の採取で、行為による地形の変更に係る土地の面積が3,000平方メートルを超えるもので、行為に伴い高さが5メートルを超え、かつ長さ10mを超える法面が生じるもの。

5) 景観づくりの基準

① 建築物・工作物など

事項		基準	緩和措置
共通事項		北陸街道の歴史的な趣が感じられ、歩いて楽しく、暮らしやすい町並みの景観形成を図る。	
建築物等	位置	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の壁面線の位置は、軒先や屋根面などを周辺の伝統的な建物等の壁面線と揃える。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の壁面線の位置は、軒先や屋根面などを周辺の伝統的な建物と調和する位置とする。 建築物等の壁面線の位置が前面道路より著しく後退している場合は、壁面や軒の連続性を演出するため、塀などを設置する。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 建物の高さは、2階建て程度の高さとする。 3階建て以上の場合、3階以上を通りからセットバックさせ通りに空間的広がりを感じさせるよう配慮する。 	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は勾配屋根、切妻平入りとし、軒高、軒の出は周囲と調和したものとす。 1階部分に下屋等を敷地間口の1/2以上設け、町並みの連続性に配慮し、街道に面した1階部分の窓には格子をつける。 角地や隣が駐車場になっているなど、建物の側面が見える場合は、妻壁の外観に十分配慮する。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 梁、垂木、袖壁等は、見えることとする。 街道に面した玄関は格子引戸とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 梁、垂木、袖壁等は、見えるよう努める。 街道に面した玄関は、格子意匠のものとする。
素材	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は日本瓦葺きとする。 外壁は自然素材（木、漆喰、土壁）とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は黒色系の素材のものとする。 外壁は自然素材（木、漆喰、土壁）を意識したものとする。 	

第6章 行為の制限に関する事項

事項		基準	緩和措置
建築物等	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は黒色系を基調とする。 ・外壁は高岡市景観計画6-3(3)で定める色彩基準の住宅地または歴史的景観特性の推奨色とし、落ち着いた色調とする。 ・一つの建物に数多くの色を用いることを避け、落ちついた雰囲気を出し出すよう、色調を統一する。 	/
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・街道に面する位置を避けて設置する。やむを得ず街道に面する場所に設置する場合は、目立たないように覆いを被せ、周囲になじむ色彩とする。 ・街道に面する位置での太陽光パネルの設置は原則不可とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネルを設置する場合、色彩は黒または濃紺とし、低反射なものとする。 ・太陽光パネルの設置高さは棟の高さ以下とし、周囲の景観と調和した意匠のものとする。
その他	広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県屋外広告物条例における第1種禁止地域の基準を準用し、町並みと調和のとれたものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物は、集約化に努め、その位置、形態、色彩、大きさなどは、町並みと調和したものとする。
	車庫	<ul style="list-style-type: none"> ・カーポート等を通りに面する位置での設置は不可とする。 ・インナーガレージ等とし、壁面の連続性に配慮する。 ・シャッターや格子戸を設置して通りから車等が見えないように努める。 ・色彩は、開口部の建具や外壁となじむ色合いとし、シャッターは木壁意匠のものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・やむをえずカーポート等を通りに面する位置で設置する場合は下記すべてを満たすこととする。 ①色彩は黒または茶系色とする。 ②敷地内の建物壁面線と同程度の後退位置とし、幅は建物間口の1/2以下とする。
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・町並みの連続性を損なわないように周囲に垣等を設けるか、建物と一体化するなど駐車場の意匠に配慮し、通りから駐車している車等が見えないように努める。 	/
	外構	<ul style="list-style-type: none"> ・塀を設置する場合は大和塀を意識した意匠とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・さく、塀などは、素材や色彩を周囲の景観に調和したものとする。

② 土地の区画形質の変更（水面の埋立て及び干拓を含む。）

事項	基準
土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> 従来地形をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形の改変が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。
土地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮する。
法面の外観	<ul style="list-style-type: none"> 法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫する。

③ 屋外における物品の集積又は貯蔵

事項	基準
集積又は貯蔵の方法	<ul style="list-style-type: none"> 集積等は、高さを抑え、整然と行うなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> 植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。

④ 鉱物の掘採又は土石の類の採取

事項	基準
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> 植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。
跡地の形状	<ul style="list-style-type: none"> 地形の改変をできる限り小さくするよう配慮するとともに、法面は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫する。
跡地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 掘採等が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。